

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り  
たるときは、その翌日)

## 目 次

◇告 示 公有水面の埋立ての承認(河川課)

## 告 示

### 鳥取県告示第百六十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての承認をしたので、同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

平成三年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 承認の日

平成三年二月十八日

二 承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

運輸省第三港湾建設局

局長 堀井修身

神戸市中央区海岸通

三 埋立区域

(一) 位置

境港市佐斐神町字御采待灘二九九五、字當成灘二九九七、字濱田ノ四 三三六一―二、三三六一―四及び三三六一―五、字濱田灘三三九一―一、字御采待灘三三九二―二、三三九六一―二及び三三九六一―三並びに字當成灘三四四六一―一及び三四五八一―三に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から②の地点までを順次に直線で結んだ線及び②の地点から①の地点に至る一級河川斐伊川(中海)の計画高水位(T・Pプラス一・四四メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 飛行場標点(北緯三五度二九分二五秒、東経一三三度一四分三〇秒。以下「基点」という。)から二三三度〇四分二六秒、七八六・三九メートルの地点

②の地点 ①の地点から二四四度五三分〇二秒、一六九・五四メートルの地点

③の地点 ②の地点から三三四度五三分〇二秒、三・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から二四四度五三分〇二秒、四二〇・二六メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三四七度二三分三三秒、〇・二五メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二六九度五四分〇三秒、一六三・五六メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三三四度五三分〇二秒、一七七・五八メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二〇度三三分三七秒、二〇七・七七メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三一二度四三分一五秒、〇・二六メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から六四度五三分〇二秒、二九九・二二メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三三四度五三分〇二秒、三・〇〇メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から六四度五三分〇二秒、三一六・二四メートルの地点

(三) 面積

二六七、四九五・一四平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

境港市佐斐神町字御采待灘二九九五、字當成灘二九九七、字濱田ノ四 三三六一一、三三六一二、三三六一四及び三三六一五、

字濱田灘三三九一一、字御采待灘三三九二二、三三九六一二及び三三九六一三並びに字當成灘三四四六一一及び三四五八一一に接する国有地の陸域並びに字濱田ノ二 二七八二及び二七八三、字濱田ノ五 二八六五及び二八六六、字御采待灘二九九五、字當成灘二九九七、字濱田ノ三 三二八一、字濱田ノ四 三三五二二、三三五三一、三三六一一、三三六一二、三三六一四及び三三六一五、字濱田灘三三九一一、字御采待灘三三九二二、三三九六一二及び三三九六一三、字當成灘三四四六一一及び三四五八一一から三四五八一一まで並びに小篠津町字本門脇三八四〇一二に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の⑬の地点から⑳の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉑の地点と⑬の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

⑬の地点 基点から二三一〇九分〇一秒、七八三・五五メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から一三五度五七分五八秒、一三二・〇六メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から二四四度五三分〇二秒、三一七・一三メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から一三五度五七分五八秒、九五八・五六メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から二四四度五三分〇二秒、八五六・二三メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から三一一度五五分五六秒、七八五・五一メートルの地点

トルの地点

⑱の地点 ⑱の地点から三三六度五八分四三秒、一〇六三・五二メ

ートルの地点

⑳の地点 ⑱の地点から三九度一〇分二二秒、二四四・二一メートル

ルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から一二〇度二三分〇一秒、一四二・五二メー

トルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から一五八度五四分五五秒、三一五・〇三メー

トルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から二〇度三三分三六秒、二〇七・二六メー

ルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から六四度五三分〇二秒、七二六・八六メー

トルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から一七三度〇〇分二四秒、一三七・八三メー

トルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から六四度五三分〇二秒、一二三・七七メー

ルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から一五四度五三分〇二秒、四四二・四八メー

トルの地点

(三) 面積

一、七〇八、〇二一・一〇平方メートル

五 埋立地の用途

飛行場用地